

(仮称)滑川市こども・子育て基本条例(素案)の解説

《前文》

全てのこどもは、一人ひとりが様々な個性や能力、大きな可能性をもったかけがえない存在である。しかしながら、こどもや子育てを取り巻く環境はめまぐるしく変化しており、子育てに対する不安や負担、孤立感などが高まっている。こどもの健やかな成長や子育ては、地域全体で支えていくことが必要である。

こどもは家庭や地域で愛情を感じその安心感の下で、挑戦を重ね日々成長していく。保護者や周囲の大人がこどもの挑戦を応援し、たとえ失敗したとしても挑戦したこと自体を評価することで、こどもが自分に自信をもったり、自分の可能性を信じたりする力を育んでいくことは重要である。

本市は、こども基本法の精神にのっとり、全てのこどもの思いや願いを受けとめ、地域全体でこどもの育ちを支え合い、保護者が子育てに伴う喜びを実感することで、未来を担うこどもと保護者がともに幸せに、かがやく笑顔で過ごせる滑川市の実現を目指し、この条例を制定する。

【解説】

前文はこの条例の制定の趣旨と背景、こどもの権利と子育て支援の推進について規定し、制定にあたっての決意等を説明しています。

「滑川市子ども・子育て支援事業計画」の基本理念「地域みんなで子どもを育む ひとりのまちづくり」から、こどもの健やかな成長と子育ては地域全体で支えることが重要であることを規定しています。

こども家庭庁「はじめの100か月の育ちビジョン」の「安心と挑戦の循環を通してこどものウェルビーイングを高める」及び「こどもの権利ワークショップ」(令和7年5月24日開催)の内容から、こどもの健やかな成長には、こどもが豊かな遊びと体験を通したいろいろな「挑戦」をし、まわりがそれを応援することが重要であることを規定しています。

(目的)

第1条 この条例は、こどもの健やかな成長を支え、こどもと子育て家庭にやさしいまちを実現するための基本理念とこどもの権利、保護者、市民等、学校等及び市の役割を定め、こどもが健やかに成長し、保護者が子育てに夢や希望がもてるまちの実現に寄与することを目的とする。

【解説】

第1条は、この条例の内容を要約するとともに、その目的を規定しています。

基本理念とこどもの権利、それぞれの役割を明らかにし、この条例に基づくこどもに関する支援の施策を推進することで、こどもが健やかに成長し、保護者が子育てに夢や希望がもてるまちの実現を目的として規定しています。

(言葉の意味)

第2条 この条例で使用する言葉の意味は、次のとおりとする。

- (1) こども 市内に住所を有するほか、市内で学んだり、働いたり、活動したりしている18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (2) 保護者 親及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4に規定する里親その他親に代わってこどもを養育する者をいう。
- (3) 市民等 市内に住所を有するほか、市内で学んだり、働いたり、活動したりしている人や団体、事業者をいう。
- (4) 学校等 保育所、幼稚園、認定こども園、学校等、こどもが育ち、学び、活動するために通所、通園、通学等する施設をいう。

【解説】

第2条は、この条例中の言葉について、その意味を規定しています。

(基本理念)

第3条 こどもの健やかな成長を支え、こどもと子育て家庭にやさしいまちを実現するための基本理念は次のとおりとする。

- (1) こどもの命が守られ、成長・発達に配慮すること。
- (2) こどもの最善の利益を第一に考えること。
- (3) こどもの意思を最大限尊重すること。
- (4) こどもの基本的人権が尊重され、差別的扱いを受けることがないようにすること。
- (5) 保護者が子育てに楽しみや喜びを感じられるよう支援し、子育て環境を整備すること。

【解説】

第3条は、この条例の基本理念を規定しています。

基本理念は、こどもと子育て家庭にやさしいまちを実現するための基本的な考え方を示すものです。第1号から第4号は児童の権利に関する条約及びこども基本法第3条の趣旨を踏まえ規定しました。第5号は保護者や子育て環境に係る規定としました。

(こどもの大切な権利)

第4条 こどもは、生まれながらに権利の主体として、生きる権利、育つ権利、守られる権利及び参加する権利をはじめとしたこどもの権利が大切に守られるものとする。

- 2 こどもは、自分の権利を大切にするとともに、自分以外の人の権利も大切にすることとする。
- 3 こどもは、自分に関係のあることについて意見を表明することができ、年齢及び発達の段階に応じて地域社会に主体的に参加できるものとする。
- 4 こどもは、様々なことへ挑戦する権利を有するものとする。

【解説】

第4条は、こどもの権利について規定しています。

守らなければならないこどもの大切な権利として、児童の権利に関する条約の4つの原則、生きる権利、育つ権利、守られる権利及び参加する権利を規定しています。

第2項にこども自身が自分の権利及び自分以外の権利を大切にすること、第3項にこどもの意見表明及び地域社会へ参加できること、第4項にこどもの健やかな成長に重要な「挑戦」する権利について規定しています。

(保護者の役割)

第5条 保護者は、こどもの権利と利益を尊重するものとする。

- 2 保護者は、こどもの年齢及び発達の段階に応じて、こどもの意見を尊重するものとする。
- 3 保護者は、体罰や暴言といった行為がこどもの健やかな成長に悪影響を及ぼすことを十分に認識し、こどもを一人の人間として尊重するものとする。
- 4 保護者は、こどもが挑戦することを応援するものとする。

(市民等の役割)

第6条 市民等は地域社会においてこどもが権利の主体であることを認識し、こどもが幸せに生活を送ることができるよう、こどもを見守り、又は支援するよう努めるものとする。

- 2 市民等は、こどもが挑戦することを温かく見守るものとする。
- 3 市民等は、こどもが地域の一員として地域社会に参加できるよう、こども自身が地域についての理解を深め、自分の意見を持つために必要な情報をこどもにわかりやすく伝え、こどもの意見を尊重するよう努めるものとする。
- 4 市民等は、子育て家庭が地域の中で孤立しないよう、地域に受け入れ、こどもの健やかな成長を支え、子育て家庭を見守り、又は支援するよう努めるものとする。

(学校等の役割)

第7条 学校等は、こどもの権利を保障し、こどもが自分で考え、学び、活動、挑戦することができるよう、こどもの年齢及び発達の段階に応じた支援を行うよう努めるものとする。

- 2 学校等は、こどもの健やかな成長のため、保護者の子育てを支援するよう努めるものとする。

(市の役割)

第8条 市は、こどもの健やかな成長のため、こども及び保護者を支援するものとし、次に掲げる取組を行うものとする。

- (1) こども及び保護者が相談しやすい環境を整えること。
- (2) 子育ての負担を軽減するため各種支援を行うこと。
- (3) こども・子育て支援施策を計画的に推進すること。
- (4) 子育てを地域で応援する機運を醸成すること。

【解説】

第5条から第8条は、保護者、市民等、学校等及び市の役割について規定しています。

(こどもの体験の機会の提供)

第9条 市、保護者、市民等及び学校等は、こどもの育ちにとって重要な意味をもつスポーツ、文化芸術活動、自然体験及び社会体験の機会をこどもに積極的に提供するよう努めるものとする。

2 市、保護者、市民等及び学校等は、こどもの考えや意見を尊重し、こどもの主体的な活動を支援し、こどもが挑戦しやすい環境づくりに努めるものとする。

【解説】

第9条は、こどもの体験の機会の提供について規定しています。

こども家庭庁「はじめの100か月の育ちビジョン」の「安心と挑戦の循環を通してこどものウェルビーイングを高める」から、豊かな遊びと体験を通した「挑戦」がこどもの育ちに重要という趣旨を踏まえ、規定しました。

(切れ目のない子育て支援)

第10条 市は、こどもの健やかな成長のため、妊娠、出産及び子育てへの切れ目のない支援を行うものとする。

2 市は、幼児期の学びを学齢期につなぐため、保護者及び学校等と連携し、幼児教育から学校教育への移行期の支援を行うものとする。

【解説】

第10条は、切れ目のない子育て支援について規定しています。

こども家庭庁「はじめの100か月の育ちビジョン」の「「こどもの誕生前」から切れ目なく育ちを支える」から、こどもの育ちにとってウェルビーイング向上に必要な環境を切れ目なく構築していくことが重要であり、こどもの誕生前から切れ目なく支えることが重要という趣旨を踏まえるとともに、「滑川市子ども・子育て支援事業計画」の基本目標①「すべてのこどもの健やかな育ちを切れ目なく支援します」としていることから規定しました。

(推進体制の整備)

第11条 市は、こども・子育てに関する施策を推進するに当たって、こどもが意見を表明し、又は参加する機会を確保し、その意見を施策に反映させるために必要な体制の整備を行うものとする。

【解説】

第11条は、こども・子育てに関する施策の推進体制の整備について規定しています。

こどもの社会参加を推進するため、こどもが考えや意見を自由に表明し、参加できる体制を整備することを規定しました。

(財政上の措置)

第12条 市は、こども・子育てに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

【解説】

第 12 条は、こども・子育てに関する施策の財政上の措置について規定しています。こども・子育てに関する施策を推進するに当たって、必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならないことを規定しました。

(広報及び啓発)

第 13 条 市は、この条例について、こども、保護者、市民等及び学校等の理解を深めるため、広報及び啓発を行うものとする。

【解説】

第 13 条は、この条例の広報及び啓発について規定しています。

こどもと子育て家庭にやさしいまちの実現に向けて、この条例の理解を深めるために、広報及び啓発を行うことを規定しています。

(委任)

第 14 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【解説】

第 14 条は、条例の施行に関して必要な事項がある場合、市長が別に定めることを規定しています。